

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一(第十六条、第十七条関係)			
(略)	令第六条第十八号の作業のうち、次の二項に掲げる作業以外の作業	(略)	令第六条第十八号の作業のうち、次の項に掲げる作業以外の作業
(略)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(講習科目を次項の金属アーク溶接等作業に係るものに限定したもの(以下「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」という。)を除く。令第六条第二十号の作業の項において同じ。)を修了した者	(略)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者
(略)	金属アーク溶接等作業主任者	(略)	金属アーク溶接等作業主任者
(新設)		(略)	
(新設)		(略)	
(新設)		(略)	

備考 (略)	(略)	他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下この項において「金属アーク溶接等作業」という。）
	(略)	技能講習を含む。）を修了した者
	(略)	
備考 (略)	(略)	
	(略)	
	(略)	